

○随意契約における請書提出に関する基準

平成24年4月1日

管理者決定

改正 平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、神戸市交通局契約規程（昭和51年8月5日交規程第15号）第22条第2項（第26条第6項において準用する場合を含む。）において規定する請書を省略させることができる場合等について必要な事項を定めることにより、随意契約の公正性、経済性、効率性を確保することを目的とする。

(請書提出の基準)

第2条 契約書の作成を省略する場合において、以下のいずれかに該当する場合は契約の相手方は請書を提出しなければならない。

- (1) 契約日が属する年度及びそれより過去5ヵ年の間に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けた者と契約する場合
- (2) 印刷物を作成する場合（ただし、著作権の取扱いが明確である場合はこの限りでない。）
- (3) 口頭での見積り依頼であり、納期等で確実な履行を求める必要がある場合
- (4) 仕様書による見積り依頼であるが、所属長において、契約の相手方に確実な履行を特に誓約させたい場合

(適用範囲)

第3条 専決契約について適用する。ただし、適用することが困難であると認められる契約については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この基準は、平成25年4月1日から施行する。